



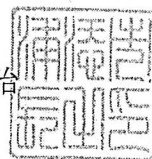
浦添市公告第 144 号

浦添市配食サービス事業受託事業者募集に関する公告

次のとおり、事業者の募集をします。

令和8年4月28日

浦添市長 松本 哲治



浦添市配食サービス事業受託事業者募集要項

■事業の概要

この事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、配食サービスを提供することで食生活の改善と健康増進を図り、もって在宅での自立支援に資することを目的とし、配食が必要と認められた利用者に対し栄養のバランスのとれた食事を調理し、定期的に居宅を訪問して提供するとともに、利用者の安否を確認し、健康状態に異常等があった場合には、関係機関への連絡等を行うことを内容とする。

1 公募の趣旨

利用者に対し栄養バランスのとれた食事を提供し、配達時の声かけや安否確認の見守りを行うことにより安心して自立した生活が続けられるよう配食サービス事業受託事業者を募集する。

2 配食業務内容

(1) 食事の受け渡し方法

市から配食が必要と認められた利用者宅を訪問し、原則として直接手渡しで行う。
利用者不在など手渡しが行えない場合は再配達、緊急連絡先への連絡などを行う。

(2) 配達時間

概ね午後3時半から午後6時までとする。

(3) 配食実施日

月曜から土曜日まで（祝日を含む。ただし、1月1日から1月3日を除く）の夕食

(4) 安否の確認

利用者の安否確認を行い、異常を発見した場合は、すみやかに緊急連絡先等へ連絡するものとし、具体的には、浦添市配食サービス事業安否確認マニュアルに基づき対応する。

(5) 利用者負担金の徴収

利用者負担金を利用者から徴収する。

3 応募の条件

次の要件をすべて満たす者を応募の条件とする。

- (1) 沖縄本島内に事業所があり、配食の事業実績が1年程度以上ある事業者（個人契約を除く）
- (2) 1日50食以上対応可能な事業者
- (3) 施設（事業所）ごとに食品衛生管理者が1名以上いること。
- (4) 管理栄養士または栄養士の資格取得者を有すること。
- (5) 管理栄養士または栄養士が作成した献立に従って調理された食事を提供できること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業許可を受けていること。
- (7) 浦添市内全域に配達できること。
- (8) 事業者が、国税及び地方税の滞納のないこと。
- (9) 経営等すべてに暴力団及び暴力団員の関与がないこと。

4 採用予定事業者数

「3 応募の条件」をすべて満たして応募した事業者に対して審査を実施し、選定された3事業者以内。（※「10 受託事業者の選定」を参照）

5 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

（2026年7月1日から2027年3月31日まで）

ただし、委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当ではないと市が認める場合には、期間中であっても契約を解除する場合がある。この場合、受託事業者の損害に関しては、市は一切賠償しない。また、契約解除に伴う市への損害について、受託事業者へ損害賠償請求をすることがある。

※ 令和9年度（2027年4月1日から2028年3月31日まで）の事業実施については、今回定める選定基準の要件を満たしているかを改めて確認のうえ、履行期間中の業務実績も考慮したうえで、業務委託契約の更新を判断するものとする。

※ ただし、各年度の事業実施については、各年度予算が浦添市議会で承認されることを条件とする。

6 基本的な条件

(1) 一食当たりの委託料は、健康食 900 円、制限食 1,000 円（消費税及び地方消費税含む）

（令和 7 年度実績 6,134 食 58 人）

(2) 委託事業者決定後、担当区域を調整する。

(R6.3.31 現在)

地区	登録者数	1 週間あたり予定配食数	65 歳以上人口
仲西中学校区	16 人	47 食	6,735 人
神森中学校区	12 人	35 食	5,062 人
浦添中学校区	15 人	46 食	4,664 人
港川中学校区	9 人	32 食	5,146 人
浦西中学校区	6 人	22 食	3,017 人

選定事業者は、選定委員による評点結果の高い順に 3 事業者以内とする。

プレゼンテーション審査の得点の高い事業者から順番に希望する地区を選択する。担当希望事業者が決定していない地区については、すべての地区が決定するまで、再度、審査結果の高い事業者から地区の選択を行う。

担当希望事業者がない場合は、審査得点の高い事業者から順に協議を行う。

なお、選定委員による評点結果の合計平均点が基準点に満たない場合もしくは、各委員の過半数以上が基準点を満たない場合は選外とする。

7 募集要項配布期間

期間：令和 8 年 4 月 28 日（火）～令和 8 年 5 月 19 日（火）

配布方法：①浦添市役所 1 階 いきいき高齢支援課 高齢福祉係

②浦添市ホームページからダウンロード

8 質疑

質問書により、Eメールまたは F A X のいずれかの方法で行う。電話や窓口での口頭による質問は受け付けない。質問書の送信後は、浦添市役所まで受信済の確認の連絡を必ず行うこと。

(1) 受付期間：令和 8 年 4 月 28 日（火）～令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時まで

(2) 回 答：令和 8 年 5 月 11 日（月）までに随時行う。

※回答は浦添市ホームページにて公開する。

9 提案書および応募手続き

(1) 提案書類

- ・提出書類チェックリスト
- ・浦添市配食サービス事業提案書（様式1）
- ・調理業務の実施内容・配食可能人数（様式2）
- ・担当予定者の経験及び資格（様式3）
- ・配達体制（様式4）
- ・緊急時の体制（様式5）
- ・安否確認体制（様式6）
- ・高齢者向け配食利用者に対する対応について（様式7）
- ・高齢者向け配食サービスの業務実績について（様式8）
- ・暴力団及びその関係にないことの誓約書（様式9）
- ・登記簿謄本
- ・財務諸表（直前1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- ・社保完納証明書
- ・前年度国税、県税、市税に関する納税証明書（滞納のない証明書）
- ・有資格者の免許証の写し
- ・食品営業許可証の写し
- ・事業所概要及び組織図（形式自由）
- ・1ヶ月の予定献立表（形式自由）

(2) 応募手続き

提案書類を令和8年4月28日（火）～令和8年5月19日（火）までに浦添市役所いきいき高齢支援課へ持参により提出すること（土日祝日を除く）。受付後の提出書類の変更、返却には応じない。

※申請書類の確認に時間を要するため、提出前に必ず下記担当に事前予約をした上で提出すること。（午前は9～11時、午後は1～4時。ただし、最終日の受付時間は午前11時までとする）

※提出書類一式に不備等あった場合は受理しないので、受付期限に余裕をもって提出すること。

(3) 提出部数

正本を1部、副本を6部提出

※見やすいように様式ごと、添付書類（種類に合わせ）ごとに台紙に見出しのインデックスを貼付し、A4判左2点穴あけ綴りとして提出すること。

10 受託事業者の選定

(1) 選定の方法

- ① 提出された提案書類等に基づき、業者選定委員会において一次審査(書類審査)を行い、二次審査に参加する事業者を選定する。
- ② 二次審査にあたっては、事業者ごとに、口頭による内容説明(プレゼンテーション10分・ヒヤリング20分)を行い審査する。プレゼンテーション・ヒヤリングは5月下旬を予定している。詳細に関しては、一次審査結果の通知とともに応募者に対して個別通知する。

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、各応募者に対して個別通知する。

11 注意事項

- (1) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された提案書類等は返却しない。
- (3) 提案内容の変更は原則認めない。
- (4) 提出された応募書類等に虚偽の記載があった場合には、決定を取り消す場合がある。
- (5) 必要に応じて追加書類を提出していただく場合がある。
- (6) 選考委員会による採点結果については異議及び問い合わせには一切応じない。
- (7) 提案者の責めに帰すべき事由により選定の取消し等があった場合には、本市は一切の補償義務を負わない。
- (8) 令和8年度の事業を円滑に開始するために、委託業者の変更および委託地区の変更があった場合には、令和8年6月30日までに、業務の引継ぎ等必要な準備を行うこと。なお、引継ぎ等に係る経費は選定された委託事業者の負担となる。

12 その他

税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算する予定である。

13 応募に関する問合せ

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

いきいき高齢支援課 高齢福祉係(担当:松堂・富永)

電話 098-876-1292(内線3546)

FAX 098-876-5011 Eメール iksien@city.urasoe.lg.jp